

# 生産基盤拡大加速化事業（乳用牛） Q & A

注：Q&Aは、現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

令和3年12月24日版

農林水産省畜産局 牛乳乳製品課

# 目次

- I 概要・・P 3
  - 問1 生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）は、どのような内容ですか。
  - 問2 全ての乳用牛が対象となるのですか。
  - 問3 乳用牛を導入するたびに交付されるものではないのですか。
  
- II 交付対象牛・・P 4
  - 問1 交付対象牛の要件は何ですか。
  - 問2 市場導入だけでなく自家保留も対象になりますか。
  - 問3 市場導入以外の導入も対象となりますか。
  - 問4 本事業の交付対象牛が他の国又は（独）農畜産業振興機構からの導入に係る補助金の交付を受けることはできますか。
  - 問5 北海道からの牛の導入のみが対象ですか。
  - 問6 農協が市場を介して導入した牛を農家に貸し付けた場合対象となりますか。
  - 問7 いつ購入した牛が対象となりますか。
  
- III 交付対象頭数・・P 6
  - 問1 交付対象頭数の考え方は何ですか。
  - 問2 1生産者当たりの交付対象頭数の上限はありますか。
  
- IV 交付対象者・・P 6
  - 問1 交付対象者はどのような者ですか。
  - 問2 交付対象者の要件は何ですか。また、飼養頭数の上限はありますか。
  
- V 取組主体・・P 7
  - 問1 取組主体とはどのような者ですか。
  
- VI 成果目標・・P 7
  - 問1 どのような成果目標を設定する必要がありますか。また、目標年度はいつですか。
  - 問2 成果目標は生産者ごとに設定する必要がありますか。
  - 問3 目標年度に計画を達成できなかった場合のペナルティ措置はありますか。
  - 問4 和牛受精卵移植数とは何を確認するのですか。
  
- VII クラスタ計画・・P 8
  - 問1 本事業を活用するためにクラスタ計画を修正する必要がありますか。
  - 問2 いつまでに畜産クラスタ計画を策定、修正する必要がありますか。

## I 概要

問1 生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）は、どのような内容ですか。

(答)

- 1 生乳生産量は、北海道においては増加傾向で推移する中、都府県においては減少傾向で推移しています。
- 2 また、北海道から都府県への生乳移出も輸送環境の厳しさから限界となっており、都府県の生産基盤の強化は喫緊の課題となっています。
- 3 このため、令和元年12月に策定した「農業生産基盤強化プログラム」においても、和牛の増産とあわせて都府県酪農の生産基盤の強化を図ることとしています。
- 4 本事業は、都府県の生産者が畜産クラスター計画に基づき、乳用初妊牛を導入し増頭した場合に、増頭実績に応じ奨励金（27.5万円/頭）を交付するものです。

問2 全ての乳用牛が交付対象となるのですか。

(答)

- 1 本事業は、飼養する全ての乳用雌牛が奨励金の対象となるわけではありません。
- 2 期首（事業実施前年度の12月31日）と期末（事業実施年度の12月31日）の24ヶ月齢以上の頭数を比較し、増頭実績に応じ、最大で外部から導入した牛の頭数が奨励金の対象となります。
- 3 なお、乳用牛の品種は問いません。

問3 乳用牛を導入するたびに交付されるものではないのですか。

(答)

- 1 期首（事業実施前年度の12月31日）と期末（事業実施年度の12月31日）の飼養頭数を比較し、増頭実績に応じ奨励金を交付するものですので、乳用牛を導入するたびに補助金を交付する事業ではありません。

## II 交付対象牛

問1 交付対象牛の要件は何ですか。

(答)

- 1 原則、市場から導入した乳用初妊牛になります。
- 2 なお、導入する牛については、24ヶ月齢以上でなければならないなどの月齢制限はありませんが、初妊牛であることが条件となります。
- 3 また、交付対象となる頭数については、Ⅲの問1に記載のとおり、期首時点と期末時点の24ヶ月齢以上の乳用雌牛頭数を比較し、増頭した頭数のうち交付対象牛の要件を満たす牛の頭数が奨励金の対象となります。導入した牛が期末時点で24ヶ月齢を超えていない場合、増頭頭数のカウントに含まれないため、牛の導入に当たっては、当該牛の期末時点の月齢にご注意ください。

問2 市場導入だけでなく自家育成も対象になりますか。

(答)

- 1 酪農経営における後継牛の確保は、自家育成が基本であり、これまでも性判別精液や預託育成など、後継牛生産に対して様々な支援を講じてきたところです。
- 2 本事業は、単なる外部導入に対する補助ではなく、都府県の中小規模経営を対象に、緊急かつ集中的に増頭を支援するものであり、施策効果や既存対策との重複の観点から自家育成は対象としないことをご理解いただきたい。

問3 市場導入以外の導入も対象となりますか。

(答)

- 1 原則として市場から導入した初妊牛が対象です。相対取引（またはそれに準ずる取引）、育成牧場からの購入、市場における主取り（いわゆる買い戻し）などは対象外となります。
- 2 ただし、都道府県又は市町村の職員その他畜産に関する学識経験者等を構成員とした評価委員会において市場価格等を勘案し適正な評価を受けた価格により購入した初妊牛も対象となります。
- 3 具体的には、要領に即した構成員からなる評価委員会の設置要領を定め、市場価格等を勘案し評価したことがわかる一定の基準を設けた上で、牛の個体ごとに評価委員の評価を受けることが必要です。なお、評価委員会の妥当性については、個別にご相

談ください。

- 4 なお、評価委員会の対象となる牛については、基本的には初妊牛が余っている農家から不足している農家への販売が基本であることから、農場間での牛の交換となるような取組については、自家保留と変わらないため、本事業の対象外となりますので、ご注意ください。

問4 交付対象牛が他の国又は（独）農畜産業振興機構からの導入に係る補助金の交付を受けることはできますか。

(答)

- 1 国又は機構から、導入に係る補助金の交付を受けている牛は、補助対象外となり、重複して交付を受けることはできませんのでご注意ください。

問5 北海道からの牛の導入のみが対象なのですか。

(答)

- 1 都府県における初妊牛の導入の多くは北海道からの導入と認識していますが、本事業においては、北海道からの導入に限定せず、都府県の市場等からの導入も対象としています

問6 農協が市場を介して導入した牛を農家に貸し付けた場合対象となりますか。

(答)

- 1 本事業は、酪農家が初妊牛を導入する際の初期投資の負担を軽減することにより都府県酪農の生産基盤を強化することを目的として実施するものであるため、一時的な貸付等により増頭している場合や、単に乳用雌牛を預かっている場合については対象としません。
- 2 一方で、資金調達をスムーズに行うために農協等による貸付方式により初妊牛を導入する実態もあるため、以下を満たすと確認できる場合については、農協等が酪農家に貸し付けた初妊牛についても、当該酪農家が導入したものとして対象とします。
- ① 当該初妊牛の導入に要する経費の概ね全てを酪農家が支払う貸付料でまかなう契約となっていること
  - ② 貸付期間が乳用初妊牛の耐用年数（4年）以上、または貸付期間終了後適切な価格を設定して当該酪農家に当該乳用雌牛を売却する契約となっていること
  - ③ 当該初妊牛の飼養管理に係る経費を当該酪農家が負担していること

問7 いつ購入した牛が対象となりますか。

(答)

- 1 事業実施年度の前年度の1月1日から事業実施年度の12月31日までに購入した牛が対象となります。
- 2 また、導入を希望する農家からの代理として市場等で購入した場合、その代理者が購入した日付が購入日となります。

### Ⅲ 交付対象頭数

問1 交付対象頭数の考え方は何ですか。

(答)

- 1 交付対象頭数は、24ヶ月齢以上の乳用雌牛の期末（事業実施年度の12月31日）頭数から期首（事業実施前年度の12月31日）頭数を差し引いた増頭数（期末頭数－期首頭数）とし、この増頭数の範囲内で交付対象要件を満たす牛に対し奨励金を交付します。
- 2 また、飼養状況を確認する手段として、牛トレーサビリティ法に基づく個体識別情報を経営体ごとに求めることとします。

問2 1生産者当たりの交付対象頭数の上限はありますか。

(答)

- 1 1生産者当たりの奨励金交付対象頭数は、60頭かつ増頭後の頭数120頭までが上限です。

### Ⅳ 交付対象者

問1 交付対象者はどのような者ですか。

(答)

- 1 交付対象者は、畜産クラスター協議会が策定する畜産クラスター計画に位置付けられた取組主体の構成員である生産者です。
- 2 したがって、乳用牛を飼養する地域において畜産クラスター協議会が存在しない場合は、協議会を設置していただく必要があります。

問2 交付対象者の要件は何ですか。また、飼養頭数の上限はありますか。

(答)

- 1 期首（事業実施前年度の12月31日）の成畜（24ヶ月以上）頭数が120頭未満の都府県の酪農家が対象になります。

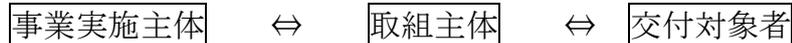
## V 取組主体

問1 取組主体とはどのような者ですか。

(答)

- 1 取組主体となる団体は、基本的には以下の2つのパターンが考えられます。
  - ① 畜産クラスター協議会
  - ② 畜産クラスター協議会の構成員（農業団体など）
- 2 ただし、クラスター協議会の構成員に県や市町村などの地方公共団体が入っている場合もありますが、本事業では、地方公共団体は取組主体になることはできません。
- 3 今後事業の申請や交付決定等の手続きは、事業実施主体と取組主体の間で行うこととなります。

(事業の流れのイメージ)



## VI 成果目標

問1 どのような成果目標を設定する必要がありますか。また、目標年度はいつですか。

(答)

- 1 成果目標については、事業実施年度の翌年度に「交付対象者における生乳生産量を10%以上の増加」及び「取組主体における和牛受精卵移植数の10%以上の増加」の両方を設定する必要があります。

問2 成果目標は生産者ごとに設定する必要がありますか。

(答)

- 1 成果目標は、生乳生産量については生産者ごと、和牛受精卵移植数については取組主体ごとにおいて設定する必要があります。

- 2 和牛受精卵移植数の設定は、取組主体における本事業の参加者の合計、又は、取組主体の構成員全ての数のどちらでもかまいません。
- 3 なお、成果目標については、増頭し奨励金を交付された者が達成するための目標となります。

問3 目標年度に計画を達成できなかった場合のペナルティ措置はありますか。

(答)

- 1 畜産クラスター事業の施設整備事業や機械導入事業と同様、本事業においても要綱等に基づき成果目標の達成状況の報告が必要です。成果目標の達成状況により、必要に応じ、指導が行われることがあります。
- 2 なお、畜産クラスター事業同様、生乳需給の緩和を受け、地域で抑制的な生産に取り組むことに協調し、一時的に生乳の出荷を抑制する場合等、事業実施主体の責に帰さない社会的情勢の変化に該当する場合には、成果目標を達成できなかったからといって、すぐに補助金返還や指導の対象となることはありませんが、社会的情勢の変化が改善された場合には、速やかに目標が達成されるよう取組を進めていただくとともに、目標が達成されるまでは、毎年度目標の達成状況を報告していただく必要があります。

問4 和牛受精卵移植数とは何を確認するのですか。

(答)

- 1 「農業生産基盤強化プログラム」において、都府県酪農の生産基盤強と併せて和牛の増産も位置づけられており、本事業においても和牛受精卵移植に係る成果も目標を設定しているところです。
- 2 和牛の増産という観点から、和牛受精卵の移植数とは、和牛受精卵をどれだけ移植できたかということが和牛の増産に寄与することから、原則、移植された和牛受精卵の個数を把握してください。ただし、和牛受精卵の移植時の個数がわからない場合は、1個としてカウントしてください。
- 3 確認方法については、受精卵移植証明書又は管理台帳等で確認できるものを計上してください。また、畜産・酪農生産力強化対策事業の実績を活用していただいても構いませんが、事業対象期間外についても確認を行ってください。
- 4 なお、成果目標の基準年については、本事業の実施前であり、和牛受精卵に係る

要件（別紙7別添2の要件を満たすもの）については、要件の確認が難しい場合は、業務効率化の観点から確認は不要とします。ただし、成果目標年度においては、要件の確認を行ってください。

## **VII クラスター計画**

問1 本事業を活用するためにクラスター計画を修正する必要がありますか。

(答)

- 1 本事業を活用する場合は、「目的」や「行動計画」の欄に乳用牛の増頭による生産基盤強化の具体的な内容を記載していただく必要があります。
- 2 その際、生産者ごとに記載することが困難な場合は、例えば取組主体ごとに記載しても構いません。

問2 いつまでに畜産クラスター計画を策定、修正する必要がありますか。

(答)

- 1 要望調査を行った後、正式に交付申請を行っていただきますが、その際には、畜産クラスター計画を添付していただく必要があると考えています。